

全建の建設系公務員賠償責任保険とは？

～ 4月から管理職になられた会員の皆さまへ ～

1. 未加入の皆さまへ

インフラを扱う建設系公務員は、道路や河川などの公物管理の責任を負っていることから、一般の公務員に比べ、担当者のみならず、特に管理責任者は、**訴訟リスクが高い**と考えられます。仮に勝訴する場合であっても、弁護士費用など、個人で負担しなければならないケースもあるため、職員個人が訴訟リスクに対応することが求められています。

建設系公務員は、例えばこのような訴訟リスクが考えられます

- 国家賠償法に基づく職員への求償
「道路、河川等の設置又は管理瑕疵。例えばパトロールの見落とし、施設の老朽化、点検不足などに起因した災害において損害が生じた場合」（民事訴訟の場合もあります）
- 民事訴訟による職員への損害賠償請求（主に業者から訴えられるケース）
「工事中の事故に対する現場監督官の責務、工事検査の評点への不服」
「入札契約関連、例えば積算ミス等による、本来入札できた業者からの損害賠償請求」
「許認可関連、情報公開請求、例えば手続きの不備・遅れや土地の境界争いに基づくもの」
- 弁償責任制度に基づく職員個人への弁償命令
「工事費の積算に過失があり過大な支出があったと会計検査（又は監査請求）で指摘され、担当者ならびに関係者に対し、弁償命令（又は賠償命令）がなされた場合」
- その他の考えられるトラブル
「住民対応（いわゆる言った・言わないなど、説明不足に起因した施工に対する住民とのトラブル）」
「違法工事の黙認・放置に関して慰謝料などを求める請求」
「不当な業者への適切な指導不足についての訴え」
「職場内におけるパワハラや名誉毀損の慰謝料を求める請求」



注意：本保険は、業務上過失致死罪など刑事訴訟の争訟費用及び罰金等については対象外となります。
なお、刑事訴訟と併行して民事訴訟を提起された場合、民事訴訟に係る争訟費用及び敗訴した場合の法律上の損害賠償金等については、補償の対象となります。

全建の建設系公務員賠償責任保険の特徴

全建の「建設系公務員賠償責任保険」は、職務に起因し損害賠償請求などがなされた場合の保険です。特に、会員である建設系公務員の置かれた状況に対応するため、業者や個人から提起された訴訟案件のみならず、**省庁、地方公共団体からなされた損害賠償請求（求償等）についても補償の対象としています。** 加えて「建設系公務員賠償責任保険」では、下記の特約条項が付けられています。

- ◇ 初年度加入日より前（これまで公務員であった全ての時期）に行った行為 に起因する請求までも、補償されます！
- ◇ 退職しても5年間 は、補償が継続されるので、退職後も安心が続きます！

上記のほか、初期対応費用（身体障害を被った被害者への見舞金等）の補償 など、さまざまな特約が付いていますので、詳細は、全建ホームページ（建設系公務員賠償責任保険のページ）ならびにパンフレット（全建ホームページで閲覧可）を、ぜひご覧下さい。

ご加入手続きは、インターネットからでもお申し込みができるようになっていきます！



2. すでに加入されている皆さまへ（異動にあたっての注意点）

年度変わりにあたり、会員の皆さまから多く寄せられるご質問についてQ&Aにてお答えします

Q1. 前職を「退職(扱い)」となり、他機関に(公務員として)就任した。この場合、いったん退職(扱い)となっているわけだが、保険は有効に継続しているのか？

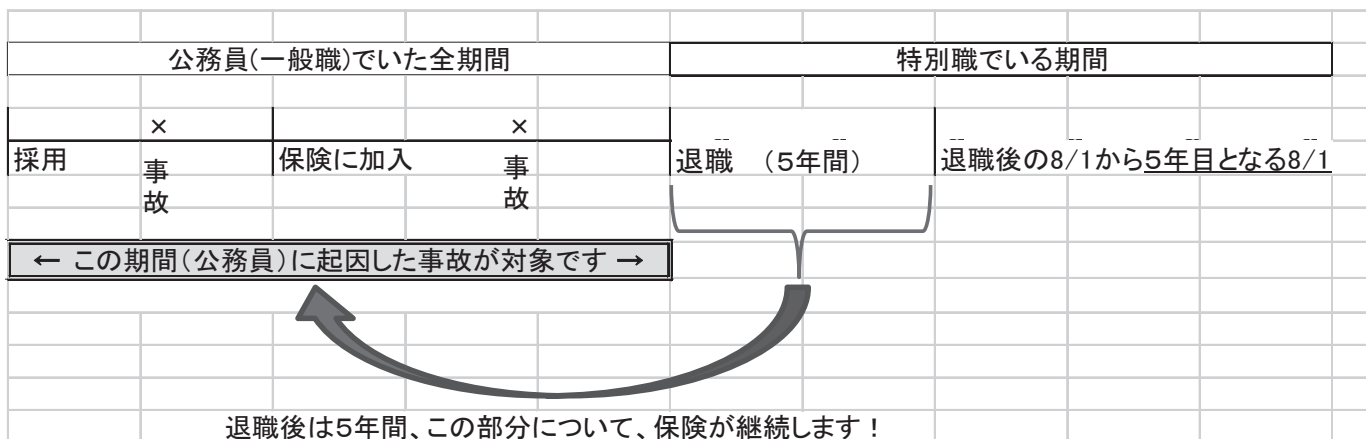
(例: 国土交通省を退職し、都道府県庁 土木部(長)に就任した場合など)

→A. 退職(扱い)後も公務員の身分のままであれば、保険はそのまま有効に継続しています。

Q2. 前職を「退職(扱い)」となり、他機関に首長(副知事や市町村長等)として就任した。保険は有効に継続しているのか？

→A. 特別職〔首長(副知事、市長、副市長)、警察職、公営水道企業団の企業庁 等〕に就任された場合、特別職の職務に起因するものについては、本保険では対象外となります。

なお、「退職(扱い)」による転勤の場合は、保険の解約をしなければ、保険期間の末日(8月1日)から起算し5年間の間に「一般職」時代の職務に起因する請求がなされた場合について、補償の対象となります。



Q3. 派遣先が民間会社であるが、保険は有効に継続しているのか？

→A. 派遣先が民間会社の場合、公務員の身分のままでの出向であれば保険は有効に継続し、出向先での業務も補償対象となります(※)。一方、公務員でなくなった場合は対象外となります。ただし、退職(扱い)による出向の場合は、退職後も5年間の補償は続きます(上記Q2と同様)。

※ 公務員以外へ派遣された場合、公務員の身分を保有されているかについては、派遣の適用法令等により異なりますので、必ずご確認をお願いします。

Q4. 派遣先で、地方協会が無い場合は、どうすれば良いのか？

→A. 派遣先において、全建会員としての受け入れ先が無い場合は、全建本部の会員課までご連絡下さい。

ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい

・保険内容に関する問い合わせ・ご相談

取扱代理店: 建栄サービス株式会社 (担当)竹田 TEL: 03-3291-6340 E-mail: kenei-s-hp@kenei-s.co.jp

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 (担当)公務第一部公務第一課 安斉 TEL: 03-3515-4122

・会員に関する問い合わせ

団体保険契約担当: (担当)本会会員課 春日・露木 TEL: 03-3585-4546 E-mail: kaiin@zenken.com